

奈 総 財 第 2 1 3 号

平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 三 浦 教 次 様
同 大 橋 雪 子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 2 0 年 3 月 2 7 日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成 1 9 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

- 1 駐車場公社に係る奈良市の財産（出資及び無償貸与している駐車場用地）は地方財政法第8条に則って運用されているとは言い難い（市民安全課）

【監査結果の要旨】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定している。

ところが駐車場公社の経営状況は芳しくなく、その財政状態は7億円を超える債務超過である。さらに、奈良市は駐車場公社に対して駐車場用地を無償貸与しており、そのうえこれまでに利子補給、人件費補助等の財政援助を行ってきた。駐車場公社に対する奈良市の財政援助の総額は、駐車場公社の借入金に係る損失補償額をも含めて26億円にも上ると推計されるが、駐車場公社の財政状態が悪いので当該金額を回収できる可能性は低い。したがって、奈良市の財産である駐車場用地及び駐車場公社への出資による権利が、地方財政法第8条に則って効率的に運用されているとは言い難い。

【措置の内容】

奈良市として奈良市駐車場公社に対して100%の出資、並びに駐車場用地として市有地の無料使用を認めております。これは、公社の事業内容が観光地周辺の駐車場対策等公共性が高いことから、市として配慮しておりますが、ご指摘のとおり駐車場運営当初から、市の出資及び駐車場用地無償貸与に見合う駐車場公社の経営が効率的にはなされておりません。このため平成19年度に抜本的な経営改善として機械式駐車場から平面式駐車場に形態を変更し効率化に努め、改善後3ヶ月が経過しましたが、公社の経営は徐々に改善方向に向かっております。今後も出来るだけ多くの方に駐車場を利用していただくよう、また、駐車場公社の運営経費につきましても削減に努めるよう公社に対し指導していきたいと考えております。

- 2 駐車場公社の債務に係る奈良市の損失補償契約は「法人に対する政府の財務援助の制限に関する法律」第3条に抵触する可能性がある（市民安全課）

【監査結果の要旨】

奈良市が駐車場公社の債務について金融機関と締結している損失補償契約は、実質的に債務保証契約と同等と思われるので、法人の債務について保証する契約を禁止している「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条に抵触する可能性がある。

【措置の内容】

ご指摘のように、従来から締結しておりました損失補償契約書につきましては、法第3条に抵触する可能性があったため、市と銀行の顧問弁護士間における協議結果に基づき、可能な限り法に抵触しない内容で新たに損失補償契約を締結しております。

- 3 土地開発公社が土地を取得した日以降の当該土地の保有に伴う利息の支払は、地方財政法第4条第1項が禁止している「目的を達成するために必要かつ最小の限度を超える支出」に該当する可能性がある（財政課）

【監査結果の要旨】

土地開発公社が土地を取得して以降、地価は大幅に下落している。実際、平成15年度の包括外部監査の結果報告書（包括外部監査人西育良氏）によれば、土地開発公社が保有している土地の一部であるJR奈良駅周辺整備事業等用地及び中ノ川造成事業用地（平成14年度末の帳簿価額の合計が222億円）の平成16年1月1日時点における不動産鑑定士が試算した時価の合計はわずか23億円にすぎず、その下落率は90%弱であった。

それにもかかわらず、土地開発公社はその後借入金の金利を負担しながら土地を保有し続けている。当該金利負担は債務保証契約により奈良市の負担となるが、そのコストを上回る便益がないので合理性がない。したがって、少なくとも土地開発公社が土地を取得した日以降に支払った利息62億円は、地方財政法第4条第1項が禁止している「目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えた支出」に該当する可能性がある。

【措置の内容】

土地開発公社の土地取得は、市との契約に基づいて、一定の期間内に買取することを予定して行われており、同公社の取得資金としての金融機関からの借入に伴う利子支払いは法の範囲内としています。

しかしながら、予定期間に用地の買取ができなくなったことで、利子支払いによる簿価の拡大が生じているものもあり、これらについては、総務省の土地開発公社経営健全化対策による買取の特例や、利子補給等の方策により早期健全化を進めているところです。